

令和3年12月13日(月) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	香西 貴弘	委員	藤田 貴裕
副委員長	柏木 洋志	〃	石塚 陽一
委員	青木 健	〃	小川 宏美
〃	関口 博		

○委員外議員

議員	上村 和子
----	-------

○出席説明員

市長	永見 理夫	まちの振興課長	三澤 英和
副市長	竹内 光博	(兼) 都市整備部特命担当課長	
政策経営部長	宮崎 宏一	都市整備部参事	江村 英利
防災安全課長	松平 忠彦	道路交通課長	中島 広幸
健康福祉部長	大川 潤一	工事担当課長	中村 徹
地域包括ケア・健康づくり 推進担当部長	葛原千恵子	下水道課長	蛭谷 常久
		南部地域まちづくり課長	立川 浩平
		会計管理者	矢吹 正二
生活環境部長	黒澤 重徳		
(兼) 防災安全担当部長			
(兼) 健康福祉部参事			

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲

○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 第67号議案 立川市道路線の認定の承諾について
- (2) 第75号議案 国立市下水道条例の一部を改正する条例案
- (3) 第77号議案 令和3年度国立市一般会計補正予算(第6号)案
(歳入のうち所管する部分、総務費、衛生費、農林費、商工費、土木費)
- (4) 第81号議案 令和3年度国立市下水道事業会計補正予算(第1号)案

2. 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
第 6 7 号議案	立川市道路線の認定の承諾について	3.12.13 原案可決
第 7 5 号議案	国立市下水道条例の一部を改正する条例案	3.12.13 原案可決
第 7 7 号議案	令和 3 年度国立市一般会計補正予算（第 6 号）案 （歳入のうち所管する部分、総務費、衛生費、農林費、 商工費、土木費）	3.12.13 原案可決
第 8 1 号議案	令和 3 年度国立市下水道事業会計補正予算（第 1 号）案	3.12.13 原案可決

○【香西貴弘委員長】 おはようございます。ただいまから建設環境委員会を始めます。

まず始める前に、10日、アメリカでの季節外れの竜巻による大被害で100人以上の方がお亡くなりになって、まずお悔やみ申し上げるとともに、また被害に遭われた多くの方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、本日から水曜日にかけて、日本においても寒気が入り込んでおります。そうした中で、体調の管理も含めて、おのおのの皆様、十分御留意いただきたいと思います。

また、寒い中ではありますが、感染対策の必要もございますので、少し窓を開けさせていただいております。また適宜、必要に応じて、休憩等を取る中で換気をさせていただきますので、その点、御了承願いたいと思います。また、時間等のことに関しましても、長くならないような形での運営とさせていただきますので、その点も御了解いただければと思います。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開きます。

議題に入らせていただきます。



議題(1) 第67号議案 立川市道路線の認定の承諾について

○【香西貴弘委員長】 第67号議案立川市道路線の認定の承諾についてを議題と致します。

当局から補足説明を求めます。都市整備部参事。

○【江村都市整備部参事】 おはようございます。第67号議案立川市道路線の認定の承諾について補足説明いたします。また、本会議資料No.20の国立市域内立川市道路線認定承諾箇所図を配付してございますので、御用意願います。

本議案は、立川市が市道路線の認定を予定している路線名、立川市道1級20号線の一部区域に、起点、国立市北三丁目43番30先から、終点、北三丁目43番31先に国立市域の面積約84平方メートルが含まれることから、道路法第8条第3項に基づき、立川市長が国立市の区域を立川市道路線として認定することについて承諾するため、同法第8条第4項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

それでは、本会議資料No.20を御覧いただきたいと思います。左上に凡例がございます。図中央右側の斜めのハッチング箇所が承諾する箇所となり、点線で表示しているところが立川市と国立市の行政界になります。また、図下で引き出し線にて示している箇所が、立川市が立川都市計画道路、立鉄中付第1号線整備事業として実施する予定の立川市道1級20号線で、延長約200メートル、幅員は12から14メートルになります。説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 おはようございます。それでは、立川市さんのことになりましたけども、分かる範囲で。道路認定されたら側道が先に開通するんですか、それとも3・3・30号線と一緒になんですか。その辺をちょっと。

○【中村工事担当課長】 詳細は確認できてないんですけど、同時開通というふうに認識してございます。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 本第67号議案については、反対の立場で討論をさせていただきます。

この議案の対象になっている道路の地点については、資料にもありますとおり、3・3・30号線に接続する部分であるということになります。大部分については立川市のほうになるんですけども、その周辺の住民のところでもそういった合意がまだ取れていないという状況もありますし、地域の運動等の関係もごさいます。

そういった地域に対する影響等も考えまして、現時点においては反対とさせていただきます。以上です。

○【石塚陽一委員】 本議案は、都市計画道路3・4・8号線整備事業のため、新設道路の設置に伴い、隣接市と接合される道路に当たり、その業を遂行するために、立川市長が本市に立川市道路線として認定することを求めるものであり、私は本議案に賛成いたします。

○【藤田貴裕委員】 それでは、賛成の立場で討論したいと思います。

ここは真っすぐ行くと、北から、あるいは国立市から立川市まで一遍に行けて、便利になる道路なのかなと思います。3・3・30号線と同時の開通だと、いつ開通するのかよく分からないですけども、個人的な意見として、私は別に立川3・3・30号線、反対はしないのかなという気がしますね。国立3・3・15号線についてはまだまだ市の中では判断できませんので、しっかりとしたランドデザインを私はつくっていただきたいと思っておりますけども、この第67号議案については賛成をしていきたいと思っております。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(2) 第75号議案 国立市下水道条例の一部を改正する条例案

○【香西貴弘委員長】 第75号議案国立市下水道条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。都市整備部参事。

○【江村都市整備部参事】 それでは、第75号議案国立市下水道条例の一部を改正する条例案につきまして補足説明申し上げます。お手元に配付しております建設環境委員会資料No.75、国立市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表により御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部改正により、歳入の納付に係る指定代理納付者制度が指定納付受託者制度へ移行することに伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、「第231条の2第6項」とあるものを「第231条の2の3第1項」と改め、「指定代理納付者」とあるものを「指定納付受託者」に改めるものでございます。

なお、この改正により、社会全体のデジタル化を推進し、地方公共団体の歳入などについて、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備が図られることとなります。

次に、付則でございまして。施行日を令和4年1月4日とするものでございまして。

以上が、国立市下水道条例の一部を改正する条例案の補足説明でございまして。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(3) 第77号議案 令和3年度国立市一般会計補正予算(第6号)案

(歳入のうち所管する部分、総務費、衛生費、農林費、商工費、土木費)

○【香西貴弘委員長】 続きまして、第77号議案令和3年度国立市一般会計補正予算(第6号)案のうち、建設環境委員会が所管する歳入、総務費の一部、衛生費の一部、農林費、商工費、土木費を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第77号議案令和3年度国立市一般会計補正予算(第6号)案のうち、建設環境委員会が所管する部分につきまして補足説明申し上げます。

初めに、5ページをお開きください。第3表地方債補正のうち、建設環境委員会の所管するものは、南部地域整備事業の1件です。歳出の決算見込みに伴う財源調整により、起債限度額を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。

款15国庫支出金、項2国庫補助金は、国からの交付決定に基づき、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加するものでございます。

款16都支出金、項2都補助金は、歳出の補正予算に対応し、市町村土木費補助金を減額するものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。款22市債は、歳出に連動し、南部地域整備事業債を減額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

20ページから23ページにかけてが、款2総務費、項1総務管理費です。

22ページ、23ページをお開きください。NPO支援を行うくにたち地域活動支援室に設置された空調の修理を行うため、修繕費を増額するものでございます。

44ページから49ページにかけてが、款4衛生費、項1保健衛生費です。

46ページ、47ページをお開きください。決算見込みにより、公害対策費に係る職員人件費等を減額するものでございます。

48ページ、49ページをお開きください。項2清掃費は、新型コロナウイルス感染症の影響により環境フェスタを中止したことに伴い、会場装飾委託料を全額減額するものでございます。

50ページ、51ページをお開きください。款6農林費、項1農業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により農業まつりを中止したことに伴い、農業展補助金を減額するものでございます。

52ページ、53ページをお開きください。款7商工費、項1商工費は、キャッシュレス決済事業の第

二弾を実施するため、キャッシュレス決済事業委託料を増額するものでございます。

54ページ、55ページをお開きください。款8土木費、項1土木管理費は、決算見込みにより、職員人件費等を減額するものでございます。

54ページから57ページにかけてが、項2道路橋りょう費です。

56ページ、57ページをお開きください。一部路線の工事が延期となることに伴い、南部地域整備事業に係る道路新設改良工事請負費を減額するものでございます。

項3都市計画費は、決算見込みにより、職員人件費等を増額するものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には、補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いを致します。

それでは、質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 では、簡単に3点だけお尋ねいたします。

まず、54、55ページの土木費で、道路橋りょう費があるんですけども、ここで工事請負費の道路新設改良工事費が2,000万円の減額とあるが、この契約差金が発生した要因は何でしょうか。

○【中村工事担当課長】 お答えします。こちらは市道北第6号線ほか2路線の道路改良工事に関しまして、発注時の設計積算精査によりまして、車道部は傷みが相当進んでいたんですが、一部歩道部の施工に関しまして、施工高さを変えずに施工可能で、現状がおおむね良好であったことから、施工内容を予算時から変更しました。設計金額を予算時より縮小したことによる不用額と、入札差金について減額するものです。以上です。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。今、理由は分かりましたけれども、これが当初の計画する時点でなぜ分からなかったかということで、一言。

○【中村工事担当課長】 こちらは道路ストックに基づきまして、路線を決めてございます。そのときは路線全体で計画していたんですが、実際に精査したら歩道部が良好だったということです。以上です。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。

では、2つ目ですけども、54ページ、57ページにかけての南部地域整備事業費についてお尋ねいたします。委託料で300万円、工事請負費で6,000万円が決算見込みで減額されておりますけども、八王子道の橋梁工事の延期とあるが、その具体的な要因は何だったんでしょうか。

○【中村工事担当課長】 お答えします。八王子道につきましては、拡幅の計画がありまして、現状の橋梁ではこれに対応できないために架け替えを予定しております。

工事発注に当たりまして設計の精査を行ったところ、既存の八王子道の埋設管、国立排水路になりますが、これに対する安全性に現状の設計では問題があることが判明しました。このため、予定していた工法を変更する必要が生じたため、今年度中に修正設計を行うこととなりました。このことで工事発注が難しくなり、来年度に工事を延期することとし、工事請負費を減額することとしました。

また、工法の変更にしましては、修正設計を行うため、今年度の設計委託を実施する路線を組み替えました。執行見込みに変更が生じたことにより、委託料に不用額が生じ、それを減額するものです。以上です。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。

では、最後に3つ目の質疑ですが、56、57ページの国立駅周辺道路等整備事業費で、事業費全体で

550万円の減額が1つ出ていて、その内訳として工事請負費で850万円の契約差金が減額されて、なおかつ補償、補填及び賠償金で300万円の増額とありますけども、この契約差金となった主な要因は何かということが1点。それからまた、電線共同溝設置に伴う引込連係管路支障移設補償金で規模が想定より大きくなった要因は何かお教えいただきたいと思います。

○【中村工事担当課長】 お答えします。工事請負費の減額850万円につきましては、市道北1号線道路改良工事で東京都の市町村土木補助事業の補助を受けるために、設計の精査を行いました。その中で、必要最小限の項目を計上して設計を行い、入札を行ったことによる契約差金でありまして、今後の執行見込みが立ったことから、不用額について減額するものです。

また、補償、補填及び賠償金の増額300万円につきましては、こちら水道管の支障の移設になります。通常の撤去・新設の工事費を予算計上しておりましたが、東1号線につきましては、南北に大規模なマンションですとかビルがあります。支障移設を行った場合に、周辺の断水が避けられなくなる構造の配管であったことから、仮設配管を実施した上で、施工が必要になったということが大きな要因でございます。以上です。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。そうしますと、今お答えいただいた中で、支障移設を行った場合に周辺の断水が避けられなくなる構造の配管があったということは、事前に図面上の調査からこのことは想定できなかったかということでおしまいになります。

○【中村工事担当課長】 事前にそこまでの調査ができてなかったということでございます。以上です。

○【柏木洋志委員】 そうしましたら私のほうからも、先ほどの南部地域整備事業費のところをさせていただきます。ページ数的には56、57ページの辺りです。

先ほど国立排水路の関係がありました。そこで工法の変更で、設計変更だと、工事の延期をすることがありました。これは事前には分からないようなものなんでしょうか。どうなんでしょうか。

○【中村工事担当課長】 こちら工法について検討しまして、工期を短縮可能なボックスカルバートによる整備を想定していたんですけど、補助金を申請することから東京都の設計審査を受けました。そのときに国立排水路に対する安全性が指摘されまして、既存の関連の竣工図を基に設計しておりましたが、指摘に対応する調査を行ったところ、既存の配水管の埋設位置が想定より浅かったということなので、今の工法での施工が難しくなって、工法の変更が必要になったということでございます。

○【柏木洋志委員】 そういった経緯があったということで、分かりました。

もう1つは、工法の変更について、たしか委託されたということで、市のほうでは、例えば設計とか、工法はやれなかったのかどうか伺いたいんですけど、どうなんでしょうか。

○【中村工事担当課長】 設計については委託しておりますので、先ほども申しましたけど、ボックスカルバートで工期を短縮してやりたいと考えておりまして、先ほどの図面ではその工法でいけるんじゃないかということで、設計を進めていたということでございます。

○【柏木洋志委員】 分かりました。

そうしましたら、もう1つ別のところへいきたいと思います。商工費になりますが、キャッシュレス決済事業費のところへいきたいと思います。ページ数的には52、53です。この間、他の議員から一般質問や質疑もありましたが、その内容については2回目であると思います。

その内容についてですけれども、前回より新規店舗が増えたということがこの間ありました。市としてはそこについてどういった取組をされたのか。かぶるところはあるとは思いますが、答弁願いま

す。

○【三澤まちの振興課長】 まず、簡単に事業概要に触れさせていただきたいと思います。

総額1億3,305万1,000円の事業でして、5万1,000円が加盟店のアンケート、1億3,300万円が事業費、委託費というふうになっております。第一弾の残額4,300万円と合わせまして総額1億7,600万円の事業でして、うち事業費が716万3,000円ということで、残額の1億6,800万円分がポイントに当たるということになっております。

御質問いただきました新規店舗の件に関しましては、20から30店舗の新規加盟が、第二弾に向けて確認をされています。これについては市報で募集しておりますのと、あと委託業者からの働きかけによるもので増えたという認識があります。あともう1つは、ロコミで、同業種の方が第一弾とても効果があったという話を聞いて、参加したという方もいらっしゃると思います。以上です。

○【柏木洋志委員】 分かりました。前回のところは、例えば使おうとして身近なところで使えなかったみたいな声もあったので、そこら辺が新規店舗どれぐらいになったのかなというふうになつたところでもあります。

もう1つは、その一方、前回の1回目でも質疑させていただきました。今回もペイペイを使ったキャッシュレスということかと思いますが、キャッシュレス決済自体を使えない人に対するサポートはどういったことを行ったのか。前回も含めてになるかと思いますが、行ったのか、また行っていくのか、そこら辺を伺いたいと思います。

○【三澤まちの振興課長】 キャッシュレスを使われない方へのフォローです。幾つかあると思うんですが、まず使い方が分からない方へのフォローと致しまして、前回同様、説明会を12月24日に実施いたします。また、前回同様、地元の企業の協力を得まして、個別相談会を期間中に複数回実施いたします。旧国立駅舎でトータル12日間、あと市内4店舗では随時予約制で、使い方が分からない方への案内を致します。また、土日祝日問わず24時間受け付けているカスタマーサポート、電話でお問い合わせいただけますので、使い方が分からない方のニーズにはこういう形で対処していけると考えております。

また、どうしてこのような対応なのかという件でございますが、デジタル化は普及の過渡期にあると思っております。コロナ禍でますますデジタル化は進んできているわけですが、その恩恵にあずかれない方がいらっしゃると思います。そういった方への支援として、今どういう形になっているかということを確認しました。機器の普及が1つ、もう1つは使い方の支援の必要性、そういうことが訴えられているのが、今の社会的な情勢ではないかと認識しております。

そのことを受けて、例えば厚労省でも機器の貸出しをしている事業者を各方面に通達したり、東京都が国立市の健康福祉部とも連携して、その後、体験会を実施しているというのが、その表れだというふうに認識しておりますので、私たちとしてもそういった形で支援するというのを、まず基本的な思想として対応させていただいているところです。

一方で、どうしても問題として残りますスマートフォンがない方、どうするんだという話がありますので、その件に関しては、スマートフォンがなくても御利用いただける事業と致しまして、商店街コロナ対策補助金というのがあるんですが、そこで補助をさせていただいています国立市活性化協議会が年末年始に実施する商品券付事業ということもありますので、併せて案内していきたいと思っております。以上でございます。

○【柏木洋志委員】 キャッシュレス決済のほうは使い方の支援を行っていったり、機材のレンタル

をするということ、あと協議会さんのほうで年末年始に商品券をやるということかと思えます。

その商品券のことは議題にあるかどうか分からないので後にしますけれども、今回のキャッシュレスのところに行きますが、2回目ですよ。そこで、例えば使い方のサポートであるとか、今、何かしらのキャッシュレス決済はやってないけども、新たに使いたいんだという方に使い方のフォローをやったりということがあります。

確かにそれはやっていただいたほうがいいでしょう。それは別に進めていただきたいと思うんですが、その一方で、機材のある、例えばスマートフォンを持っていても、スマートフォンでキャッシュレス決済、例えばそのほかのバーコード決済であるとか、そういったものを使えないという方が一定数はいるのかなと思います。実際に私たちの周りでも、キャッシュレスって言われているけど、あまり使えないのよねという方とか一定数いらっしゃるんです。ただ、それはその人だから使えないのかといったら、また別な話で、今までのなじみ、例えば電子機器に対するなじみなどもあるかもしれませんが、使えないというのか、使いづらいというのかはあれですけども、明らかに一定数使えない方はいらっしゃるんです。

そこに対するフォローというか、そこに対する考え方をしっかり今後持ってほしいと思うんですが、この事業を通して、例えばそういったフォローを考えていくのか、その考え方を伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。今のお話は、スマートフォンを持っておられるけれども、アプリケーションの使い方になかなかじめないという方のお話だと思うんですが、そういった方でもお使いいただけるように、説明会や個別相談会を手厚くやらさせていただいているという認識でおりますので、先ほどの答弁と重なりますが、まずそれが1点。

あと、アプリケーションの開発というのが1つ肝になってくると思うんですが、ペイペイが国立市で別に開発できるわけじゃないので、どれだけ分かりやすく、誰でも使えるように開発しているのかというのがとても大事になってくると思うんです。特にデジタルの普及において。それでペイペイ側に聞いてみました。やはり多くの方に使っていただく必要があるという認識の下、アプリケーションの開発に関してはできるだけ分かりやすく使えるように開発しているという話がありました。

もう一点は、ペイペイだけだそうなんです、スマートフォンをお持ちだったら、ほぼ全てのスマートフォンにインストールできるのはこのアプリケーションだけだということでしたので、そういった点で非常に汎用性といいますか、普及性というのがもともと考えられている。そもそも使いやすいものである。なので、その使いやすいものを皆さんに使っていただきやすいように私たちがフォローさせていただくために、相談会や説明会をやらせていただいて、カバーするという考え方であります。以上です。

○【青木健委員】 それでは、53ページの今のキャッシュレス決済に関してもう一回お伺いしたいんです。今、様々なメリットがあるという御答弁を頂きましたけど、これは事業者に対するメリットと消費者、市民側サイドですよ、両方メリットがあるのではないかと思いますけど、その辺を簡単に御説明いただけますか。

○【三澤まちの振興課長】 まず、この事業目的は事業者の支援ということですので、まず事業者側からのメリットということで御説明いたします。

第一弾では、計算上、1店舗当たり平均50万円の消費があったということになります。第二弾では、計算上になりますが、第一弾の2倍以上見込んでおりますので、50万から100万円の売上げにつなが

ればと考えております。この点に関しましては、例えば市内の小売の売上げは月額どれぐらいが多いかということ、500万円前後というところがボリュームゾーンとしてあるのかなと見ておりますので、そういった点から比べましても、十二分にコロナ禍による目減り分というのは補完できるんじゃないかと考えております。

まだ、ペイペイが行ったキャンペーン加盟店アンケートによりますと、参加店の4割から5割が来客、あるいは売上げが増えたと回答しているようで、特に小売・飲食で、6割から7割が来客、売上げが増えたと回答しておりますので、かなりなメリットだと言えますと思います。

また、市内の事業者の方からも言われておりますのが、キャッシュレスはペイペイだけが全てではないんだけど、QRコード決済をする消費世代をターゲットに動くことは将来的に大事だと。そのことはシニア世代でも波に乗り始めているので、この施策に大変期待しているというお答えがありました。

あともう1つは、国立市での10月、11月のペイペイ利用ですが、キャンペーン後、8月はキャンペーンは行われていませんでしたが、キャンペーンを除く前後で比較すると、10月、11月の決済総額が8月の倍以上になっておりました。そういう意味では、付与したポイントは市内で消費に回っているということが証明された格好になっております。

第二弾では、さらに個人消費を喚起することでシミュレーションしておりますので、大きなメリットがあると考えております。

以上が事業者側のメリットということになります。

続いて、利用者側のメリットですが、1回、ポイント付与上限が3,000円相当のポイントがつくようになります。なので、3,000円のポイントを得るためには、1回、1万2,000円のお買物をしていただくということになります。1万2,000円の買物をしていただく還元率25%になるので、3,000ポイントがつかますということです。期間上限が1万円ということになっておまして、以上が利用者側のメリットとなっております。以上です。

○【青木健委員】 御丁寧な御答弁ありがとうございました。これは所管が違うので質疑はしませんが、多分これが市の税収につながってくるんだろうなというふうに今の答弁を聞いて思いました。そういうふうになるように今後とも御尽力いただきたいと思っております。

それと、細節でいうと、55ページ、57ページに載っている、先ほどもありましたけど、南部地域整備事業費です。減額の理由については御説明いただきましたので、省略を致しますけど、今後の工事の予定というのはどういう予定になってくるんですか。

○【中村工事担当課長】 こちらは今年の工事請負費の予定ということでお答えさせていただきますと、現在、道路改良工事を2件起案しまして、総務課に契約締結の依頼をして、契約事務手続中となっております。

○【青木健委員】 契約事務手続に入ってくるわけですけど、これはそうしますと地元の事業者にも発注できるというか、入札参加の機会が生まれるということで理解してよろしいですか。

○【中村工事担当課長】 発注方式につきましては、指名競争入札というふうに聞いてございます。したがって、過去の実績からは、地元事業者を含む入札が行われるものと考えてございます。

○【青木健委員】 ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。先ほどちょっと埋設物のことでありましたが、これは浅層埋設が行われていたということなんでしょうか。それともそうではなくて、もともと行政が考えていたよりも、単純に浅いところにあったということなんでしょうか。

○【中村工事担当課長】 先ほどの水道の支障物件のお話だと思いますけど、そちらに関しましては電線共同溝を今度埋設していきますので、そちらの支障になるということで、浅層埋設とかそういうことではございません。以上です。

○【青木健委員】 すみません、勘違いしていました。申し訳ございません。ありがとうございます。そうしますと、同じ57ページの国立駅周辺道路等整備事業費についても、たしか電線共同溝設置ということですよ。これは地元事業者には発注はなされるんですか、なされないというか、指名競争入札ということに関しては、地元事業者にも工事能力はあるというふうに私は聞いておりますけど、参加機会が与えられるということで考えてよろしいんですか。

○【中村工事担当課長】 電線共同溝工事事業に関して少し御説明させていただくと、その特殊性から、整備実績を持っている東京都道路整備保全公社と今まで協定締結して、発注・設計監督を含む委託をしまいで、令和3年度から設計監督業務だけ委託して、発注は市が行う形としています。今後の予定ですけど、市道の東第1号線の道路整備事業を計画しております、先ほどもお話ししましたけど、現在、電線共同溝本体工事に先立って支障移設を行っているところです。

本体工事に関しましては、令和4年度及び5年度に計画しております。こちらはゼロ債務負担工事としての発注も考えているところです。これは以前より御指摘いただいている工事の平準化にも対応するものと考えてございます。

今後、共同溝の特殊性ですとか、品質確保の観点での課題はあるものの、設計・積算を進めて、総務課とも話をさせていただいて、一般土木工事として発注を行うものと考えております。以上です。

○【青木健委員】 一般土木工事として発注ということで、地元の業者にもその機会が与えられるというふうになると思いますので、それでいいんですけど、これは国立市の行政の能力と言ったら失礼かな、今まで人の問題、人員の問題として、どうしても東京都道路整備保全公社にこの種のものについては投げってしまうことが多かったわけですけど、今回のことで市でも対応できる、それからもう一点、地元にもそういう能力を持った業者がいるということについては明らかになっていると思いますので、今後については、東京都道路整備保全公社に出してしまっ、全く地元と関係ない事業者がこの事業を取っていくということがないようにしていただきたいと思いますが、その点だけお考えをお聞かせください。

○【中村工事担当課長】 電線共同溝工事について、先ほど課題というふうにお話しさせていただきました。そここのところなんですけど、施工に当たって準拠する基準が土木工事標準仕様書だけではなくて、電線共同溝整備マニュアルなどによって電線管路の施工管理基準、管路の通過試験などが定められておまして、これに基づく施工管理をする必要があるとされています。

市のほうではこの辺の実績がなかったものですから、公社に発注をお願いしていたところです。今後、設計監督業務についてはお願いしますけども、発注自体は市のほうでやっていくということで考えてございます。

○【藤田貴裕委員】 それでは、53ページのキャッシュレス決済事業について伺いたいと思います。前回やったときも何で1社なんですかということで質疑したと思います。今回も1社だと思います。この理由を教えてください。

○【三澤まちの振興課長】 幾つか選択肢がありました。比べた中で、参加店舗、事業費、最終的な喚起されるであろう個人消費などを勘案しますと、ペイペイがやはり圧倒的に効果が高かったというところがありまして、第一弾ではペイペイを選択させていただいた。第二弾においても、同様に第一

弾が大変好評だったので、同じ選択をさせていただいたということでございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 経済に関わる方からは、1社でやるということについてどういう意見があるんですか。

○【三澤まちの振興課長】 キャッシュレス決済に関しまして、幾つか選択肢があったわけですが、なぜペイペイで、ほかのところはないんだという件に関する直接のお問合せというのは、市には寄せられませんでした。

あともう1つは、近隣の自治体でやっているスマホを活用した決済とは別に、カードにQRコードを付して使える事業をやっている自治体があったということでございました。そちらについても直接、事業者から話を聞いたんですけれども、事務コストはペイペイに比べて10倍以上という、かなり大きな差があったということがまず大きかったということと、あともう1つ、参加店舗をゼロから募集しなくちゃいけなかった。ペイペイの場合は既に加盟しているところが参加する。もう一方のほうはゼロから募集しなくちゃいけない。ゼロから募集することによって若干の伸び悩みも見えたということがありまして、最終的にはペイペイを選択したということでございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 先ほど御答弁で、ペイペイだったら、どこのスマホのキャリアでもいいという話があったと思うんですけども、ほかのキャリアはそういうわけにいかなかったんですか。ソフトバンクとペイペイですよ。私はa uですけど、ペイペイをインストールしましたが、仮にa uの携帯だったら、a uペイはソフトバンクのキャリアではできないと。さっきはそういう答弁だったんですか。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。必ずしもa uペイ、ほかの会社のアプリケーションがインストールできないかということであると、そういうわけではないという認識であります。

○【藤田貴裕委員】 それだったら別に1社じゃなくても、3社ぐらいあってもいい気がするんですけど、なぜ1社なのか教えてください。

○【三澤まちの振興課長】 最近出てきたんですが、複数のQRコード決済を一手に扱って受託するという形態が出てきました。例えばa uペイでも使えるというキャッシュレスの事業です。そちらも事業者さんに話を聞きました。やはり事業コストは倍では済まないぐらい高くなっていた。それはどうしてかという、カスタマーサポート、コールセンターを別途設けなくてはいけないということがあって、それで人件費がかさんでしまうところがコストメリットが一番出にくい部分だった。そういうことがあって、限られた予算を個人消費に一番回せる選択をすべきだろうというふう考えたときに、結果的にペイペイだったという認識であります。以上です。

○【藤田貴裕委員】 1億3,300万円のうち、事業費というのは幾らなんですか。

○【三澤まちの振興課長】 事業費は約700万円ですね。1億3,300万円はあくまで追加の額になります。1億3,300万円に第一弾の残額4,300万円を合わせまして、総額は1億7,600万円の事業になります。そのうちの事業費が700万円ということでございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 ほかの決済業者の事業費は700万円じゃなくて、1,400万円になっちゃうとか、そういう答弁でいいですか。

○【三澤まちの振興課長】 そのとおりでございます。

○【藤田貴裕委員】 なるほど。それは分かりました。

ちなみに消費の喚起でいうと、1か月よりは2か月ぐらいやっていただいたほうが消費者としてはいいんですけど、なぜ1か月なんですか、教えてください。

○【三澤まちの振興課長】 なぜ1月なんだ、1か月なんだという御質疑かと思いますが、そもそも年末商戦が落ち着く後の売上げを下支えするという、それから第一弾であり恩恵を受けられなかった酒類を提供する飲食店の支援を念頭に協議してきました。その結果、事務的にも実施可能というふうを確認できたのが、この1月1か月間だったということで、そのような選択をして提案させていただいているということでございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 飲食店ですと、よく2月、8月のほうが大変と聞きますけど、2月を入れなかった理由をもう一回教えてください。

○【三澤まちの振興課長】 これはペイペイ者側との協議の中で、事務的にも1月1か月ということが可能だった、2月までは延ばせなかったということでございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 事務的というのは、どういう意味なんでしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 2か月やればまず予算がより必要になってくる、限られた予算の中では2か月は無理だったということが1つと、あともう1つ、キャンペーンが終了しましたら、その後、精算行為というのが出てきます。それに期間を要するという、1月の1か月を選択したということでございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。

最後に事業費700万円ですけど、これは全額ペイペイが取るといことなんですか。店舗は手数料を今負担していますよね。そのキャッシュバックというのはあるんでしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 700万円の事務費のうち、手数料としてペイペイ社側に払うのは440万円、残りは広告費等に使用されることになっている費用でございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 ごめんなさい。ということは、店舗の手数料は補填されないのか、その辺をお願いします。

○【三澤まちの振興課長】 すみません。1点先に、店舗の手数料については補填いたしません。もう1つ700万円に関しましては、手数料が440万円、運営費が100万円、広告費が110万円、残りは消費税ということになります。以上です。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○【香西貴弘委員長】 では、第77号議案については、上村和子議員から発言したいとの申出がございました。

お諮りいたします。上村議員の発言を許可することに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員。よって、上村議員の発言を許可することに決定を致しました。

なお、申合せによりまして、委員外議員は委員と重複した質疑及び意見、討論を行うことができず、採決に参加することができません。また、発言時間は1議題10程度となっております。上村和子議員。

○【上村和子議員】 ありがとうございます、皆さん。通告しているんですけども、通告に入る前に、私はガラケーの携帯しか持っていません。そして、腰が悪いせいもあって、洋服から靴から日常から、全部国立市の中のお店で買っています。それでキャッシュレス決済が分かりません、できません。その立場から私は聞きたいと思っています。

第77号議案について、キャッシュレス決済事業費1億3,305万1,000円について、第二弾ということであるが、第一弾のときに強く主張したキャッシュレス決済ができない人に対する補完措置、この補

完措置というのはスマホを使えるような説明会や相談会ではありません。また、スマホの貸出しでもありません。そういうことを抜きにしてできない人についての対応を意味しています。

その補完措置をやらなかったのはなぜか。府中市のプリペイド方式については、初日の本会議で説明を受けましたので、それ以外の検討をなぜしなかったのか。キャッシュレス決済ができる人とできない人との格差の問題をどう考えているのか。できない人はどのような人たちであるのか分析し、考えたことはあるのか。できない人を取り残していく施策は問題とは考えないのか。ソーシャルインクルージョンの人権の視点での点検を、なぜこれまで本気でやらなかったのか。

以上、私は伺いたいです。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。100%の参加の権利が保障されるという、ある意味、完全性のある施策が望ましいというのは言うまでもないですし、どなたも異論は挟まれないと思います。

一方で、飲食やサービス業ですとか、非正規労働者が多い業種で特に雇用環境が悪化している中で、その影響もあって、特に女性の自殺者が増えているという報道もなされています。窓口にも来ます。明日も知れない崖っ縁に立たされているという経営者の方いらっしゃいます。そういう就労者の方もいらっしゃると思います。

私たちの目的としては、そういった方たちをより手厚く支援する必要があると考えております。そういう意味では事業の効果、あるいは有効性というのも同時に求められると思います。この有効性と完全性、両方備えているにこしたことはないんですけども、私たちは現実にとどちらかを選択しなくてはいけなかったといったときに、目的に立ち返ってベターな選択をしなければならない。これが現実だったということで、苦しい選択だというふうに私たちは今も思っています。

○【上村和子議員】 これ全然議論がかみ合っていないですよ。私、100%の参加の権利を訴えていますか。私が言っている補完措置は、100%やると言っていることですか。ソーシャルインクルージョンとか人権の視点で、できない人のことを、たとえそれが1人であっても2人であっても、考え続けることが補完措置であって、そのことをなぜやらなかったのですかということをお聞きしているわけです。

つまり人権の施策、人権の視点はどこにあるのですかということをお聞きしているんです。なぜ届かないんですか。私が一番不安なのはそこなんです。人権の視点でと言ったときに、その意味が分からないという、伝わらないということが最大の問題なんです。これは何回も三澤課長とお話ししたんですけど、なぜ伝わらないんですか。

おっしゃるのは、事業者側がとても苦しいのだと。事業者側の人権というか、お店がにっちもさっちもいかないんだと。だからお店を救わなきゃいけないんだ、お店の人たちの人権を守らなきゃいけないんだ、生きる権利を守らなきゃいけないんだとおっしゃるんですよ。そこだけを一生懸命考えたとおっしゃるけど、商工振興ってそういうことですか。商業者だけを守るのが振興ですか。

私、言いましたよね。地域のお店、私は腰が悪いので、ガラケーしか使えません、キャッシュレスは怖いです。だけど、地域のお店の中で洋服も買います、靴も買います、全て買います。私が望む商工業者は、私がいつも買物に行ったときに、この人はキャッシュレス決済をやっていたら3,000ポイント還元できるのに、このおばあちゃん、このおばさんはできないから、いつも来てくれるのに悪いな、お得をもらえないんだなって思ってくれるお店が欲しいんです。そういうことを思ってくれる業者さんはいないんですか。私はこれが進んで、お店がもうかったということをお聞きたびに、だ

んだん地元のお店で買うのが嫌になってきました。

ポイントのお得感って、これ打ち上げ花火でしょう。ずっとポイント続くんですか。3,000ポイント。打ち上げ花火で一時的に潤って助かったら、それで商工振興って言えるんですか。私はクニビズの所長さんに聞いていただきたい。私が言っているお客さんを大事にする商工振興ということは、地元でキャッシュレス決済が使えなくてできないお年寄りや、そういう人たちがたくさんいるのではないか。そこに焦点を当てて、その人たちがそのサービスの恩恵を受けられなくても、その代わりとなるものを考えなきゃいけない。これを考え続けることが、商工振興の職員さんに必要な政策なんじゃないですか。それが人権だと9月から私は言い続けている。何で伝わらないんですか。それとも私の解釈が悪いんですか。

私、もういいです。このやり取りを聞いて、市長、副市長どう思われましたか。

○【永見市長】 時間がないので、端的に申し上げます。実はあんまり表に出して言ったことはないんですが、6月の補正を組む前に、今言ったような議論というのは内部で相当いたしました。それはペイペイとは限りませんが、キャッシュレス決済が持っている課題って何なんだろう。そのときに、これは予算が組めないんじゃないかということまで議論をした。ただし、東京都のフレームの中でこれをやらないと地元の事業者の方、あるいは市民の方は多大な不利益を被るから、これは涙をのんでやろう。けども、その課題はあるんだと。

御案内かどうか知りませんが、実は一番街の商店会さんが市の補助金を得て、5割のカードを発行しました。11月、12月だったかな。私もそれを、買いに行ったんじゃないですが、見に行きました。そして、どういう方がどのぐらい並んで、外まで並んでいました。こういう方々は恐らく、お年寄りが多かったですから、使えない。なかなか機会に接しない。でも、少しでもそういう機会を得て、市内で買いたいという方が並んでいました。

そういう方々を見えています。また今度、活性化協議会でも市の補助金を得て、そういうことをやっています。ですから、決してそういう視点を持ってないわけじゃなくて、できる限りそういうところにコロナ対策の補助金を流しながら、一方では、そういう紙ベース、あるいはキャッシュレスでない形のベースのものを確保しながらやっていかなければいけないんじゃないか。

ただ、本質的に問われていることに対して、キャッシュレス決済の方式が持っている課題というのは解決できてないと思っています。そういう中で、今後も一方でメリットを十分確保しながら、なおどうやってやっていくのかということは、検討し続けていかなければいけない課題だと思っています。

○【上村和子議員】 時間がちょっと、副市長また個人的に聞かせてください。

私は商店会さんが紙ベースの商品券をやったということは1つの表れだと思うんですけど、これはキャッシュレス決済をできる人も使えるそうです。二重に恩恵がもらえます。キャッシュレス決済ができない人はどういう人なのかを考え続けることを、人権の視点で考えなきゃいけない。それは必ず将来的な商工振興策になるんだということが、なぜ分かってもらえないのかということなんです。商工業者ばかり見ていたら、商工業の振興はないと思いますよ。そこで買物をしている人のところまで思いをはせる。私、クニビズの方に聞いていただきたいと思っています。以上です。

○【香西貴弘委員長】 質疑を打ち切ります。

ここで休憩に入ります。

午前11時1分休憩

◇

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

第77号議案の討論に入ります。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 第77号議案令和3年度国立市一般会計補正予算（第6号）案については、賛成の立場で討論いたします。

ここで述べるのは1点、キャッシュレス決済についてです。協議会さんですとか商工会さん、また市のほうで導入支援、使い方のサポートを行っていくということは大変重要であり、大切でありますというところで、ただ導入支援、要するに導入したい、もしくは導入したけど使い方が分からないという方に対する支援の一方で、キャッシュレス決済や電子決済が使えない方が一定数いらっしゃるというのは、この間の質疑でも明らかになっており、市も検討されたということで、ほかの方のところで明らかになりました。

そのことで前回の1回目よりの質疑や討論で述べましたとおり、使えない方が一定数いますので、そこに対するフォロー、またサポートを念頭に置いて、そこに対して対策を今後ぜひ取っていただきたいということを述べまして、賛成討論と致します。

○【石塚陽一委員】 第77号議案については、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、決算見込みによる増額や契約差金等が多く含まれていますが、本委員会の所管する事項の中で中小零細商工振興施策としてのキャッシュレス決済事業委託料が含まれ、一部市民の方の中にはこの手法では恩恵が得られないとの意見もありますが、前回の取扱いでその効果も見込まれ、好評だったとのこと。そして、土木費の道路新設改良工事費には、実際の施工に当たり懸案事項が生じたため先送りしたり、電線共同溝設置に伴う事業では、当初の想定より規模が大きな変更をせざるを得ない状況の発生などがありました。市民生活における都市基盤整備に全てが必要なものであり、そのほかの事項にも市民の健康と生活に供する大切な項目が含まれていますので、私は本議案に賛成いたします。

○【青木健委員】 本議案には、賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

まず、キャッシュレス決済ですけど、まちの振興課長、大変丁寧な答弁を頂き、ありがとうございました。聞くところによりますと、個店の売上げについてもそうなんですけど、他市からお客を呼ぶという効果についても、非常に大きい効果のある事業だということも商業者から伺っております。そういう意味で、そういう方たちが安定的に国立市に来てくださるような施策を、今後とも商工会等々と相談をする中で進めていただければ、この事業はなおよりよい事業として残るんだろうと思っております。今後とも、御尽力のほどお願い申し上げたいと思っております。

それと、国立駅周辺道路等整備事業について質疑をさせていただきましたけど、入札に関しては市が行うということで御答弁いただきました。そういうことであるんですけど、指名競争入札になるんだろうと思っておりますけど、その指名の事業者に対して、都の公社からここを選びなさいという指示がないようお願いしたいと思います。あくまでも国立市の判断において事業者を選別していくということをやっていただき、そして私の希望としては、地元事業者で能力のあるところは何社もありますので、そういうところが適正に入札に参加できるような体制を今後ともつくっていただきたいということをお願いさせていただきます。

それと、本議案には直接関係ないんですけど、先般の一般質問を聞いていたら、大学通りのロータ

一にボールを立てろみたいな意見が出ておりました。当局からは明確にそれはできないという御答弁がありまして、安心しましたけど、とんでもないことだと私も思います。もしもそんなことになるんだったら、私は徹底的に反対をしまいたいと思いますけど、当局はそれは車両の問題でできないですよということでありましたので、安心しました。

以上で賛成の討論とさせていただきます。

○【小川宏美委員】 質疑を私しませんでしたけれども、他の委員の皆さんの熱心な質疑を聞いていて、また当局の御答弁、市長の御答弁も含めまして、キャッシュレス決済事業に関してですけれども、かなり庁内でも話し合ったということが分かりました。

デジタルディバイドの問題、スマホやインターネットに御不自由な方々への人権的な問題も含めてありますし、私はそれ以上に税金が一事業者にかなり流れ込む、そして新規加入をどんどん進めることで、今回も二、三十件増えたと聞きました。独占的な商業経営策に税金が使われ続けるということは、本当に私は問題だと考えています。しかし、自治体として大きな予算がついたものに事業者支援、特に年末商戦後の落ち込みを支える意味で、手を挙げないわけにはいかないという苦しさもよく分かりますし、国立市だけやらないという対応が今回はなかったということも分かりました。ですから、これには反対はできない、本当に苦しい対応が常に自治体には迫られているなということを実感しました。

私は、この所管以外のところで、人の健康に関する問題で認めがたいことがございますので、本補正予算案には反対いたします。

○【藤田貴裕委員】 それでは、賛成の立場で討論したいと思います。

前は、このキャッシュレス事業に対して反対を致しました。それは1社に市が金を使って、お客の囲い込みに加担するようなことをするのはよくないという立場で討論いたしました。今回いろいろ聞いてみますと、事務費の他社との比較ですとか、既に導入している店舗があるですとか、そういうことを考えると、不承不承ですけれども、賛成をしようかなと考えております。

実際、ペイペイを使っている商店の方に聞いてみますと、売上げが2倍になったとか、3倍になったという声がありましたし、ぜひもう一回やってほしいという声がありました。私も実はよく分からなかったんですけど、会派の人に聞いてアプリをインストール、よく分からないけど、やってみましたけど、最初は全然使えなくて、コンビニのATMの前でどうやってチャージするのかななんてやって、結局お店の人に教えてもらって、3回、4回聞いてようやく使えるようになりましてね。しかし、使えるようになったら、逆にガラケーなんか解約しようかなと思うぐらい便利で、非常にびっくりした思いがあります。

ただ、プラットフォームというのはぬれ手で粟だなということで、非常にけしからんなという思いはやっぱり消えませんし、何もやってないわけですからね。そういう面で何とも言えない感情はありますけども、市内の商工業の発展と、また消費者の皆さんのためになるのであれば賛成します。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ここで討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○【香西貴弘委員長】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

◇

議題(4) 第81号議案 令和3年度国立市下水道事業会計補正予算(第1号)案

○【香西貴弘委員長】 第81号議案令和3年度国立市下水道事業会計補正予算(第1号)案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。都市整備部参事。

○【江村都市整備部参事】 第81号議案令和3年度国立市下水道事業会計補正予算(第1号)案について、明細書により補足説明いたします。

それでは、14ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入でございます。

款1下水道事業収益、項2営業外収益、目4長期前受金戻入は、1,309万4,000円の増額でございます。これは固定資産の確定等によるものでございます。

続きまして、16ページを御覧ください。収益的収入及び支出の支出でございます。

款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費は、540万円の増額でございます。これは道路関連工事等の増額によるものでございます。

目4総係費は、1,421万9,000円の減額でございます。これは下水道使用料徴収業務委託料の精算額の確定によるものでございます。

目6減価償却費は、1,381万4,000円の増額でございます。これは固定資産の確定によるものでございます。

目7資産減耗費は、1,236万8,000円の増額でございます。これは土地利用に伴う下水道施設の除却の発生によるものでございます。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、1,480万2,000円の減額でございます。これは償還額の確定によるものでございます。

目2雑支出は、30万円の増額でございます。これは執行見込みによるものでございます。

続いて、18ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1公共下水道債は、2,340万円の減額でございます。これは起債対象工事の延期等によるものでございます。

項6補助金、目1国庫補助金は、4,232万8,000円の減額でございます。これは内示額の決定によるものでございます。

目2都補助金、211万6,000円の減額でございます。これは国庫補助金に連動するものでございます。

項7基金取崩収入は、3,625万1,000円の増額でございます。これは国庫補助金の減によるものでございます。

続きまして、20ページをお開きください。資本的収入及び支出の支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1管路建設改良費は、1,040万円の減額でございます。これは工事の延期によるものでございます。

項2企業債償還金、目1企業債償還金は、111万9,000円の増額でございます。これは償還額の確定によるものでございます。補足説明は以上でございます。御審査のほどよろしく願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 じゃ、何点か説明をお願いします。

14、15ページのところで、収益的収入及び支出の補正額1,309万4,000円の発生要因は何でしょうか。

○【蛸谷下水道課長】 まず、長期前受金戻入について、簡単に御説明させていただきたいと思いま

す。

公営企業会計では、国庫補助金、都補助金、他会計補助金などの収入を、収入のあった年度内で事業費に充てるのではなくて、例えば下水道管渠は耐用年数が50年ですので、この50年間における各年度の資産の減価償却費に含まれる補助金等相当分を、長期前受金戻入として収益化しているものでございます。

そして、今回の補正につきましては、決算によりまして令和2年度末の固定資産が確定したこと、また私道内に敷設されていた下水道施設が私道を含めた周辺の土地の土地利用が計画されたことによりまして更地化され、同時に下水道施設も撤去されたため、資産が除去されたことにより補助金等相当分を収益化したものでございます。以上です。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。今、御説明いただいた中で、50年間における各年度の資産の減価償却ということは分かりますけれども、それでしたらこれは見て一目で分かるように、注書きか何かで次回から入れていただけると助かるんじゃないかと思います。これは意見だけで結構です。

あと、18、19ページで、資本的収入の企業債と補助金がマイナスなのは、決算によるものでいいんでしょうか。

○【蛭谷下水道課長】 まず、企業債の減額理由は、令和3年度に南部中継ポンプ場のゲートの改修工事を予定していたんですけれども、当初予定していなかった附帯工事が必要となりまして、附帯工事を行うと、ほかの関連工事の工事時期が遅れてしまうなどのために、工事自体を令和5年度に先送りしたことによりまして、企業債も減額となっております。

また、補助金につきましては、ストックマネジメント事業の国庫補助金の内示額が要望額に対して約75%であったため、マイナスとなってしまった状態になります。以上です。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。

あと1つですけれども、1ページの資本的収入及び支出の第3条について御説明を頂きたいんですけど。

○【蛭谷下水道課長】 1ページの第3条について、御説明させていただきます。

第3条は、資本的収支の不足額を補填する財源の内訳を示すものでございます。第1号補正では、資本的収支が補正後に4億5,569万円不足いたします。その不足を補填するために、帳簿上の金額となりますけれども、工事費などの市が支払う消費税から、国庫補助金などに含まれる消費税額を控除した3,790万3,000円、それとあと5ページの減価償却費9億9,406万8,000円と、資産減耗費1,236万8,000円の合計10億643万6,000円から、4ページの長期前受金戻入の6億8,889万8,000円を差し引いた当年度損益勘定留保資金3億1,753万8,000円、そしてそのほかに、8ページの予定キャッシュ・フロー計算書の当年度純利益1億458万1,000円のうち、1億24万9,000円を不足分として補填するものでございます。

そのような内容の条文となっております。以上です。

○【石塚陽一委員】 どうも御丁寧にありがとうございます。私も、これ最初、何でかなというふうな感じでいろいろお尋ねしていく中で、今、御答弁いただいたような説明を聞いてなるほどという気が致します。ですから、もしよろしければ次回のときに、先ほどのあれと同じように補足的メモでいただかないと、恐らくこれを見た方が、表に出てきてない数字が出るわけですから、分かりにくいんじゃないかと思っておりますけど、それは意見としてお願いして、質疑を終了します。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 第81号議案、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、令和3年度下水道事業会計の補正であるが、企業会計における収益的収入及び支出において、過去50年間に於ける各年度の資産減価償却費に含まれる補助金等相当分を長期前受金戻入として収益化するものであり、かつ南部中継ポンプ場のゲートの改修工事を予定するも、当初予定していなかった附帯工事が生じ、工事を令和5年度へ先送りしたため、企業債も減額することになったと聞いております。

また、営業外費用の減額も、決算により令和2年度末の固定資産が確定し、借入額と借入利率が確定したために、当初の予定金利より相当低く適用されたための結果として、営業外費用補正額がマイナス計上されたためと理解いたしました。

そのような諸般の理由と併せ、令和3年度下水道事業会計補正予算書の第3条の資本的収入と支出の項目に明示していただき、計数管理上の実質の数値が確認できるような決算説明資料の中に示していただけるような形式に御検討いただくことを添えて、私は本議案の補正予算案に賛成いたします。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方々は御退席いただいて結構です。

ここでお諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について以外の報告事項は、委員会外で対応することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定を致しました。

それでは、報告事項に入ります。



報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【香西貴弘委員長】 報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてに入ります。

当局から報告を願います。生活環境部長。

○【黒澤生活環境部長】 初めに、本定例会常任委員会の開催に関しまして、議員の皆様には感染拡大防止のための特段の御配慮を頂きまして、引き続き全庁的に感染症対策を講じつつ、業務に臨むことができております。この場をお借りしまして、感謝申し上げます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況につきまして、国立市健康危機管理対策本部会議、以降、対策本部会議と申しますが、こちらの経過、当常任委員会の所管

部における取組状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等につきまして、建設環境委員会資料No.83により補足的に御説明させていただきます。

なお、既に正誤表を配付させていただいておりますけれども、資料の3ページの(3)、新型コロナウイルスワクチンの全体接種実績の数字でございますが、1回目接種済み、58万8,806人、2回目接種済み、57万7,860人とございますが、正しくは、1回目接種済み、5万8,806人、2回目接種済み、5万7,860人でございました。訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、改めまして、お手元の建設環境委員会資料No.83を御覧ください。(1)国立市健康危機管理対策本部会議の開催状況でございます。令和3年9月の常任委員会で御報告した以降の対策本部会議でございます。お手元の資料では2回の会議概要でございますが、この後、もう一回会議を開催してございますので、後ほど補足いたします。

まず、令和3年9月29日の第21回の会議では、市の医師会長より、マスク着用、手洗い、うがいの継続が重要、飲食店が感染対策を換気を含めて徹底していくことも重要。また、市民が希望するワクチン接種を受けやすい環境づくりには、これからも配慮してもらいたいとのコメントを頂きました。

また、緊急事態宣言解除後の市の対応としまして、主な市内公共施設の利用について収容人数の上限を50%と決定したほか、ごみ収集車の放送を利用しまして、緊急事態宣言解除のタイミングで、改めて市民に感染対策を呼びかける旨を合意いたしました。あわせて、自宅療養支援の状況、ワクチン接種の状況を共有しております。永見本部長からは、落ち着いてきた感はあるが、第5波が来る前にも同様の状態であったため、変化があったら早めに兆しを捉え、臨機応変な対応をお願いしたいとの指示がございました。

続いて、10月22日の第22回の対策本部会議では、市医師会長より、冬に向けて気をつけることとして、まずは密を避けること、マスク、手洗い、うがい等、基本的な対策の徹底を継続しながら、ワクチン接種を希望する方には速やかに接種をしていくことが重要であるとのコメントを頂きました。

また、東京都のリバウンド防止措置期間の終了後の市の対応とし、市内公共施設の取扱いを収容人数の75%から100%と決定したほか、市役所においても大人数での飲食を控えながら、引き続き感染防止に注意することが確認されました。本部長からは、今後も気を緩めることなく、市職員として倫理観を高く持ち、対応に当たってほしいとの指示を頂いております。

この後、11月30日でございますが、第23回の対策本部会議を開催しております。この会議では、市医師会長より、今後、冬に向けて特に気をつけることとして、基本的な対策を続けていくこと、皆が意識を持って気をつけていれば、クラスターは最小限に抑えられる。日頃から温度や湿度を確かめつつ、しっかり換気にも注意を払い、みんなで乗り越えていくしかないとのコメントを頂きました。

また、東京都の基本的対策徹底期間が延長された後の市の対応としまして、市内の公共施設の取扱いを感染防止を徹底しながら制限を解除していくことが決定されました。あわせて、自宅療養支援室の状況が報告され、11月に入って相談対応がないということ、その中でも、症状が寛解した方のフォローとして支援室から電話を入れ、後遺症等の有無を確認していることを共有いたしました。特に市医師会や市内訪問看護ステーション、市薬剤師会の方々11名による自宅療養支援チーム会議を開催し、これまでの取組の評価、意見交換をしていただきました。今後に向けて、市内に仮に感染拡大が見られた際にも、このチーム体制であれば対応していけるだろうとのコメントを頂いているところでございます。さらに、立川消防署から、救急搬送について病院選定に苦慮するような状況にはないという旨の情報提供がございました。本部長からは、今後も市民の命を守る仕組みづくりを継続すること、

それぞれの課題について各担当がきちんと対応し、年末年始を無事に乗り切っていけるよう、力を合わせていくことという指示を頂きました。

これらに加えまして、対策本部会議の下部組織である運営部会を9月に2回、10月に1回開催し、市内の感染状況の確認、対策の進捗等について共有し、課題の整理や方針の確認を並行して行っていました。対策本部会議については以上でございます。

次に、令和3年第3回定例会以降に各部が実施しました主な取組につきまして、建設環境委員会の所管の部に関して御報告を致します。

2ページ、右側、中段でございます。4、生活環境部でございます。(1)国立市中小企業等経営支援金につきまして、事業継続支援金(第3期)、こちらは6月16日から9月15日までを申請受付し、129件、1,290万円の交付決定を行っております。続いて、第4期でございますが、9月16日から申請受付を開始し、11月17日現在、65件、650万円の交付決定を行っております。

(2)キャッシュレス決済について。新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市内中小事業者への支援、加えて、新しい生活様式の1つであるキャッシュレス決済の普及を図るため、キャッシュレス決済サービス、ペイペイを利用し、市内対象店舗で支払いをした方に最大30%のポイントを付与しております。先ほども御議論いただいたところでございます。総額約1億8,000万円の決済が行われまして、4,800万円弱相当のポイントを付与しております。

次に、(3)新型コロナウイルスワクチン接種についてです。接種の状況でございます。先ほど訂正させていただいた箇所でございますが、12月6日現在の数字を申し上げます。1回目接種済みは5万9,180人、85.0%、2回目接種済みは5万8,409人、83.9%でございます。

次に、2の追加接種についてでございます。2回目接種を終了した方のうち、原則として2回目接種から8か月以上経過した方を対象に追加接種を1回行います。令和3年12月1日から先行接種者の接種を開始しております。(2)住民接種につきましては、2月の初旬に開始を予定しております。一、二回目接種同様に集団接種会場、くにたち市民総合体育館と市内医療機関による個別接種を実施予定でございます。

今後でございますが、第6波に備えて、市では、1、引き続き広く市民へ感染防止対策を呼びかけること、2、保健センターで新型コロナウイルスに関する相談対応を継続すること、3、自宅療養支援室に相談がつながる体制を維持し、必要時の医療・看護のチーム対応、生活支援物資のお届けを行うこと、4、感染が蔓延して医療が逼迫した場合の臨時の医療施設設置に関して東京都へ要請等を行っていくことなどにより、いざというときを想定し、速やかに市民の命を守るための策を進めてまいります。

最後になりますが、現時点で国立市民の新型コロナウイルス検査で陽性が確認された方の累計は1,105名、療養中の方は1名でございます。

東京都内におきましては、12月1日以降も基本的対策徹底期間が延長されております。新型コロナの変異株の影響が懸念される中、引き続き市民の皆様、議員の皆様にも感染拡大防止に向けた対策への御協力をよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承りますが、当委員会の所管の範囲で行っていただきますよう、御注意願います。関口委員。

○【関口博委員】 キャッシュレス決済についてなんですけども、1行目に「市内中小事業者への支

援」と書いてあるんだけど、キャッシュレス決済をするための整備というのかな、中小企業、零細企業の人たちの支援というのは、これ、あるんですか。支援というのは、何というかな、お金とかそういうことじゃなくて、どうやったら設置できるんだとか、そういう支援です。

○【三澤まちの振興課長】 基本的にはサポートの窓口がありますので、加入に当たっては、いや、電話でやってみただけど、すごく簡単だったわとかというような話もあるぐらいサポートできているかなというお話が1つありますのと、あともう1つは、担当の営業されるスタッフの方もいらっしゃるようなので、その方が直接行って御説明するというようなことも積極的に対応していただいているというところですか。以上です。

○【関口博委員】 分かりました。そこはスムーズにできているんだなと分かりました。

全体的な話なのかどうか分からないんだけど、今後の予定の中に、臨時医療施設を東京都への申請というか、申入れをしているという報告が先ほどあったんですけども、これは、私はずっと言っていることなんですが、初期治療ができれば自宅療養をしなくて済むということが重要なんじゃないかなということで、臨時医療施設をつくると、具体的に郵政研修所、研修センターか、を使えないかという提案をさせていただいているんです。それがこの件だと思うんですけども、それは、話はどのようなふうになっていますか。

○【大川健康福祉部長】 郵政研修所の件でございますけれども、9月に郵政研修所のほうに出向いてお願いを差し上げたということは、もう既に御報告差し上げた次第でございます。その後、10月中に先方と連絡を取りながら、11月に改めてこちらから訪問をして、お願いを差し上げたところでございます。

この結果なんですが、郵政研修所自体からは前向きな方向での御返事を頂いてございます。今後なんですけれども、これは実際に医療が逼迫した場合に、やはり臨時の医療施設として国立市民の方に対応できるような施設が必要だという観点で、東京都に対して必要なときに郵政研修所を使用することも含めた臨時の医療施設の設置、これを市のほうから要請していきたいと考えているところでございます。以上です。

○【関口博委員】 ありがとうございます。少しずつ進んでいるのかなという印象を受けました。自宅療養支援室を早速つくって、すごくよい評価があって、それで市民の人たちも助かったなという経験がありますけれども、本来、自宅療養というのはあってはならないと私は思っているんですね。ですから、ぜひ医療施設、前向きにつくっていただければと思います。

もう1つだけ。これは所管なのかな。さっき、全体的な報告のところ、本部会議の開催状況のところ、第3回目の報告があったんですけども、後遺症についての調査をされているというふうに言われましたよね、自宅療養支援室のほうで。この後遺症の調査というのは、何か調査結果みたいなものは少し出ているんですか。

○【葛原地域包括ケア・健康づくり推進担当部長】 お答えします。

こちらは、後遺症についての調査という形ではなくて、実際に自宅療養支援でこちらのほうに関わらせていただいた方にパルスオキシメーター等を貸与していて、その返却のお話だとか、その延長線上で、御本人に、今状態はどうかというような聞き取りをしているということで、今、特に集計とかはまだしていない状況ですけれども、御本人のその後の支援というところの御相談を受けているというところでございます。（「ちょっとごめんなさい」と呼ぶ者あり）

○【関口博委員】 今の答弁でいいんですか。先ほどの部長の報告だと、後遺症について調査してい

るというふうなあれだったんだけど、今のことですか。

○【大川健康福祉部長】 実際に御相談を受けた方に対しての、その方が状態がよくなってから、寛解してから、やはりこちらのほうから、その後のフォローアップも兼ねて御連絡を差し上げて、その中で、その後、後遺症等はありませんでしょうかというような確認もさせていただいているということです。

若干の方は、やはりそういった内容が残っているというようなことも、こちらでは把握しているところでございます。以上です。

○【香西貴弘委員長】 よろしいですか。ほかに。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。

以上で本日の案件は全て終了を致しました。



○【香西貴弘委員長】 これをもって、建設環境委員会を散会と致します。ありがとうございました。

午前11時51分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和3年12月13日

建設環境委員長

香 西 貴 弘